

防災対策推進検討会議 最終報告 ～やるべき日本の再構築を目指して～

■ 第1章 災害対策に取り組む基本姿勢 ～災害に強くしなやかな社会の構築のために～

- ◎災害から国民を守り、国を守ることは政治的究極の責任である
- ◎「国難」ともいべき大規模災害を意識する
- ◎「防災の主流化」を運び、可能な限りの備えを怠らない行う
- ◎災害発生時、官民が連携し資源の大量・集中投入を
- ◎被災を地域社会再構築への希望に変えていく
- ◎防災こそ我が国再生のフロンティアである
- ◎「防災先進国日本」を世界に発信する
- ◎「防災基本法」による各種制度の作成などを実現する

■ 第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～

主要な項目

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

災害から生命を守るために初動対応

○災害応急対策の第一の目標は、人の命を救うことであり、発災当初の72時間は、人命救助及びこのための活動を最優先にして人的・物的資源を配分すべき。

○被災者が生活する場所としての避難場所と、中長期にわたつて被災者が生活する場所としての避難施設など、これに基づいて行うべき。

○災害拠点病院を始め被災地内外の医療機関の間で、より有効な災害時医療活動が展開できるよう、連携方針をあらかじめ構築すべき。

被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かい支援

○災害対策基本法に被災者支援の理念や基本的事項を明記し、災害救助法や被災者生活再建支援法等の運用も、これに基づいて行うべき。

○避難所における食料の確保、寒暖対策、心身両面の保健医療等避難生活において配慮すべき事項について、災害対策法制に位置付け

るとともに、個人情報保護法との関係も整理すべき。

ライフライン等の被害からの早期回復

○各ライフラインの管理者は、予防力向上に向けた設計基準の見直しや、復旧の迅速化のためのマニュアルの整備等を早急に行うべき。

○災害障害率の広域的な理体制、最終処分場の選定・調整の仕組み、国の関与の仕組みを整備すべき。

■ 第2章 防災政策の基本原則～災害対策のあらゆる分野で「減災」の徹底を～

- (前提となる事項)
 - 一つの災害が他の災害を誘発することを認識する
 - 最新の科学的情知見を総動員する
 - あらゆる行政分野について、「防災」の観点からの総点検を行う
 - ハード・ソフトの組合せにより災害に強い国土・地域を実現する
 - 自らの命と生活を守ることができる「市民」の力と民間との「協働」に期待する
 - 灾害リスクにしたがな「市場」を構築する
 - 防災対策に重点を置くことは、「楽觀」を避け、より厳しい事態を想定する
- (事前の備え)
 - 被災者支擇と復旧・復興
 - 被災者のニーズ変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する
 - 被災地を以前の状態に戻すのみならず「よりよい復興」を実現する
 - 被災地の復旧・復興は、地域特性や「地域力」への配慮が大切である

■ 第2章 災害発生時対応に向けた備え

災害即応体制の充実・強化

○職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携等による体制の充実、政府全体の防災組織と連携部門の機能分化などとともに、政府の人材育成・連携部門の連携強化や、国・地方の人材育成・連携強化に資する防災訓練の充実強化等により、匡方を通じた防災体制の充実を図るべき。

○総合防災情報システム・提供を行われるよう、本來必要とする改善を図るべき。○被災地の避難点を把握し、被災地の避難行動を説明し、地元発生機構を解明し、地元発生予測も含めた調査・研究を推進すべき。

災害に強い国土・地域・まちの構築

○適切な居住地の選択点から、地域の災害リスクにも十分留意した都道府県や土地利用計画を策定すべき。

最新の科学的知見を反映した防災対策

○南海トラフ巨大地震の発生機構を解明し、地元発生予測も含めた調査・研究を推進すべき。

第4節 迅速かつ円滑な復興への取組

○復興の基本的な方針の策定、関係行政機関による連携等を用意すべき。

○東日本大震災において講じられた特別措置について、大規模災害時に迅速に実施するための法的措置を講じるべき。

第5節 國の総力を挙げた取組体制の確立

○様々な主体が連携し、総力を挙げて防災に関する国民運動の展開を図る必要がある。

■ 第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～

第3節 災害を予防するための多面的な取組

防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働

災害文化の継承・発展

○学校における位置付けの明確化等、防災教育の一層の推進を図るべき。

○外郭組織を取り入れて訓練目的の革故鼎新や問題点を明らかにするなどにより、訓練の結果が防災体制及び对策の見直しに反映されるよう取り組むべき。

災害に強い国土・地域・まちの構築

○適切な居住地の選択点から、地域の災害リスクにも十分留意した都道府県や土地利用計画を策定すべき。

最新の科学的知見を反映した防災対策

○南海トラフ巨大地震の発生機構を解明し、地元発生予測も含めた調査・研究を推進すべき。

第4節 迅速かつ円滑な復興への取組

○復興の基本的な方針の策定、関係行政機関による連携等を用意すべき。

○東日本大震災において講じられた特別措置について、大規模災害時に迅速に実施するための法的措置を講じるべき。

第5節 國の総力を挙げた取組体制の確立

○様々な主体が連携し、総力を挙げて防災に関する国民運動の展開を図る必要がある。

■ 第4章 今後の防災対策の充実に向けて

必要な制度の早急な改善・拡充、具体的な対策の推進、実施状況を定期的・継続的に把握・点検することによる防災制度・対策の更なる改善